

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第四条)

第二章 納税義務(第五条・第六条)

第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条)

第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条)

第五章 納税地(第十五条―第二十条)

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則(第二十一条)

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準(第二十二条)

第二節 各種所得の金額の計算

第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条)

第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条)

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二)

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条)

第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条)

第三目 資産損失(第五十一条)

第四目 引当金(第五十二条―第五十五条)

第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条)

第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二)

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算

の特例(第五十八条―第六十二条)

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例(第六十三条・第六十四

条)

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条)

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例(第六十五条―第六十七条)
第八款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

第三節 損益通算及び損失の繰越控除(第六十九条―第七十一条)
第四節 所得控除(第七十二条―第八十八条)

第三章 税額の計算

第一節 税率(第八十九条―第九十一条)

第二節 税額控除(第九十二条―第九十五条)

第四章 税額の計算の特例(第九十六条―第一百三条)

第五章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

第一款 予定納税(第一百四―第一百六条)

第二款 特別農業所得者の予定納税の特例(第一百七―第一百十条)

第三款 予定納税額の減額(第一百一―第一百十四条)

第四款 予定納税額の納付及び徴収に関する特例(第一百五―第一百十九
条)

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告(第二十―第二十三条)

第二款 死亡又は出国の場合の確定申告(第二十四―第二十七条)

第三款 納付(第二十八―第三十条)

第四款 延納(第三十一―第三十七条)

第五款 還付(第三十八―第四十二条)

第三節 青色申告(第四十三―第五十一条)

第六章 更正の請求の特例(第五十二―第五十三条)

第七章 更正及び決定(第五十四―第六十条)

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 国内源泉所得(第六十一―第六十三条)

第二章 非居住者の納税義務

第一節 通則(第六十四条)

第二節 非居住者に対する所得税の総合課税

第一款 課税標準、税額等の計算(第六十五条)

第二款 申告、納付及び還付(第六十六条)

第三款 更正の請求の特例(第六十七条)

第四款 更正及び決定(第六十八条)

第七款 同上
第八款 同上

第三節 同上
第四節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第六章 同上

第七章 同上

第三編、同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第百六十九条―第百七十三条）
第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務（第百七十四条―第百七十七条）

第二節 外国法人の納税義務（第百七十八条―第百八十条の二）

第四編 源泉徴収

第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第百八十一条・第百八十二条）

第二章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第百八十三条―第百八十九条）

第二節 年末調整（第百九十条―第百九十三条）

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第百九十四条―第百九十八条）

第三章 退職所得に係る源泉徴収（第百九十九条―第二百三条）

第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収（第二百三条の二―第二百三条の六）

第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四条―第二百六条）

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第二百七条―第二百九条）

九条）

第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収（第二百九条の二・第二百九条の三）

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十条・第二百十一条）

第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二条―第二百十五条）

第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六条―第二百十九条）

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十条―第二百二十三条）

条）

第五編 雑則

第一章 支払調書の提出等の義務（第二百二十四条―第二百三十一条）

第二章 その他の雑則（第二百三十一条の二―第二百三十七条）

第六編 罰則（第二百三十八条―第二百四十四条）

附則

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

附則

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第七章 同上

第五編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第六編 同上

附則

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

（課税所得の範囲）

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一、四 省略

五 外国法人 国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるもの（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）〔第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）〕に掲げる外国法人については、第百六十一条第一号の二に掲げるものを除く。）

2 省略

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十三条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一、二 省略

2 省略

（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）

第四十四条の二 居住者が第九十五条第一項から第三項まで（外国税額控除）の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた同条第一項に規定する外国所得税の額が減額された場合には、その減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年分における同条の規定による外国税額控除の適用に係る部分に相当する金額として政令で定める金額は、その者の当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。この場合において、その減額された金額から当該政令で定める金額

第七条 同上

一、四 同上

五 外国法人 国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるもの

2 同上

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十三条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一、二 同上

2 同上

を控除した金額は、その者の当該年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）

二 省 略

2 4 省 略

(外国税額控除)

第九十五条 省 略

2・3 省 略

4 居住者が納付することとなつた外国所得税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

5 省 略

6 省 略

7 省 略

8 省 略

9 省 略

(確定所得申告)

第二百二十条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除（第七

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額をこえるときは、そのこえる金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の二十五に相当する金額をこえる場合には、当該百分の二十五に相当する金額）

二 同 上

2 4 同 上

(外国税額控除)

第九十五条 同 上

2・3 同 上

4 同 上

5 同 上

6 同 上

7 同 上

8 同 上

(確定所得申告)

第二百二十条 同 上

2 同 上

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金

十四条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。
)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二・三 省略

4 省略

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 省略

一の二 国内において民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。)に基づいて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるものうち政令で定めるもの

一の三 省略

二・十二 省略

(非居住者に対する課税の方法)

第六十四条 非居住者に対して課する所得税の額は、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得について、次節第一款(非居住者に対する所得税の総合課税)の規定を適用して計算したところによる。

一・三 省略

四 前三号に掲げる非居住者以外の非居住者 次に掲げる国内源泉所得

イ 第六十一条第一号及び第一号の三に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるもの
その他政令で定めるもの

ロ 省略

2 省略

(内国法人に係る所得税の課税標準)

第七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額(第十号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額)とする。

控除、生命保険料控除、損害保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二・三 同上

4 同上

(国内源泉所得)

第六十一条 同上

一 同上

一の二 同上

二・十二 同上

(非居住者に対する課税の方法)

第六十四条 同上

一・三 同上

四 同上

イ 第六十一条第一号及び第一号の二に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるもの
その他政令で定めるもの

ロ 同上

2 同上

(内国法人に係る所得税の課税標準)

第七十四条 同上

一 六 省 略

七 外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率に
より本邦通貨又は当該外国通貨以外の外国通貨に換算して支払うこととされて
いるものの差益（当該換算による差益として政令で定めるものをいう。）
八 十 省 略

（外国法人に係る所得税の課税標準）

第七十八條 外国法人に対して課する所得税の課税標準は、その外国法人が支払
を受けるべき第六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号ま
で（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（その外国法人が法人税法第四十一
条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第
百六十一条第一号の三から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるもの
に限るものとし、政令で定めるものを除く。）の金額（第六十九條第一号、第
二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉
所得については、これらの規定に定める金額）とする。

（外国法人に係る所得税の税率）

第七十九條 外国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該
各号に定める金額とする。

一 省 略

二 第六十一条第一号の三（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得 その金額
に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 省 略

（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）

第八十条 第七條第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二條の規定
は、次の各号に掲げる法人で政令で定める要件を備えているものうち当該各号
に定める国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該
支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる
国内源泉所得が当該各号に定める国内源泉所得に該当することにつきその法人税
の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）の証
明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場
合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得につ

一 六 同 上

七 外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率に
より本邦通貨に換算して支払うこととされているものの差益（当該換算による
差益として政令で定めるものをいう。）
八 十 同 上

（外国法人に係る所得税の課税標準）

第七十八條 外国法人に対して課する所得税の課税標準は、その外国法人が支払
を受けるべき第六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号ま
で（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）の金額
（第六十九條第一号、第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課
税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）とする。

（外国法人に係る所得税の税率）

第七十九條 同 上

一 同 上

二 第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得 その金額
に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 同 上

（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）

第八十条 同 上

いては、適用しない。

一 法人税法第四百四十一条第一号（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人に該当する法人（第六十一条第一号の二（国内源泉所得））に規定する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である法人（以下この項において「組合員である法人」という。）にあつては、政令で定めるものに限る。） 第六十一条第一号の二から第三号まで、第六号、第七号、第九号又は第十号に掲げる国内源泉所得（同条第一号の三）に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に係る収入及び支出の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）

二 法人税法第四百四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人（組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。） 前号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において行う同条第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 法人税法第四百四十一条第三号に掲げる外国法人に該当する法人（組合員である法人にあつては、政令で定めるものに限る。） 第一号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において同条第三号に規定する代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの

216 省 略

（年末調整）

第九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国内に納付しなければならない。

一 省 略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給

一 法人税法第四百四十一条第一号（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる外国法人に該当する法人（第六十一条第一号の二から第三号まで、第六号、第七号、第九号又は第十号（国内源泉所得））に掲げる国内源泉所得（同条第一号の二）に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書（信託財産に係る収入及び支出の帰属）に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。）

二 法人税法第四百四十一条第二号に掲げる外国法人に該当する法人 前号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において行う同条第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 法人税法第四百四十一条第三号に掲げる外国法人に該当する法人 第一号に定める国内源泉所得のうち、その法人が国内において同条第三号に規定する代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの

216 同 上

（年末調整）

第九十条 同 上

一 同 上

二 同 上

与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ 省 略

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第百九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）に限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ ホ 省 略

（給与所得者の保険料控除申告書）

第百九十六条 省 略

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支払った同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する生命保険料の金額、個人年金保険料の金額若しくは損害保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 省 略

（源泉徴収義務）

第二百十二条 非居住者に対し国内において第六十一条第一号の二から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（その非居住者が第六十四条第一項第四号（国内に恒久的施設を有しない非居住者）に掲げる者である場合には第

イ 同 上

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（小規模企業共済等掛金の額にあつては、第百九十六条第二項（保険料等の支払を証明する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第百九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ ホ 同 上

（給与所得者の保険料控除申告書）

第百九十六条 同 上

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において同項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する生命保険料の金額、個人年金保険料の金額若しくは損害保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し又は提示しなければならない。

3 同 上

（源泉徴収義務）

第二百十二条 非居住者に対し国内において第六十一条第一号の二から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第一

百六十一条第一号の三から第十二号までに掲げるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。）の支払をする者又は外国法人に対し国内において同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得（その外国法人が法人税法第百四十一条第四号（国内に恒久的施設を有しない外国法人）に掲げる者である場合には第百六十一条第一号の三から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものに限るものとし、第百八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第百八十条の二第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定に該当するもの及び政令で定めるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 4 省 略

51 第百六十一条第一号の二に規定する配分を受ける同号に掲げる国内源泉所得については、同号に規定する組合契約を締結している組合員（これに類する者で政令で定めるものを含む。）である非居住者又は外国法人が当該組合契約に定める計算期間その他これに類する期間（これらの期間が一年を超える場合は、これらの期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下この項において「計算期間」という。）において生じた当該国内源泉所得につき金銭その他の資産（以下この項において「金銭等」という。）の交付を受ける場合には、当該配分をする者を当該国内源泉所得の支払をする者とみなし、当該金銭等の交付をした日（当該計算期間の末日の翌日から二月を経過する日までに当該国内源泉所得に係る金銭等の交付がされない場合には、同日）においてその支払があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

（徴収税額）

第二百十三条 前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 省 略

二 第百六十一条第一号の三に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 省 略

2 省 略

号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得（第百八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第百八十条の二第二項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 4 同 上

（徴収税額）

第二百十三条 同 上

一 同 上

二 第百六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 同 上

2 同 上

(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)

第二百十四条 次の各号に掲げる者で政令で定める要件を備えているもののうち当該各号に定める国内源泉所得の支払を受けるものが、政令で定めるところにより、当該支払を受けるものが当該要件を備えていること及びその支払を受けることとなる国内源泉所得が当該各号に定める国内源泉所得に該当することにつき納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提示した場合には、その支払をする者は、その証明書が効力を有している間にその証明書を提示した者に対して支払う当該国内源泉所得については、第二百十二条第一項(源泉徴収義務)の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

一 第六十四条第一項第一号(国内に恒久的施設を有する非居住者)に掲げる非居住者に該当する者(第六十一条第一号の二(国内源泉所得)に規定する組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。以下この項において「組合員である者」という。)にあつては、政令で定めるものに限る。)、第六十一条第一号の二、第二号、第三号、第六号、第七号、第八号イ(給与に係る部分を除く。)、又は第十号に掲げる国内源泉所得(政令で定めるものを除く。)

二 第六十四条第一項第二号に掲げる非居住者に該当する者(組合員である者にあつては、政令で定めるものに限る。)、前号に定める国内源泉所得のうち、その者が国内において行う同項第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当する者(組合員である者にあつては、政令で定めるものに限る。)、第一号に定める国内源泉所得のうち、その者が国内において同項第三号に規定する代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの

216 省 略

(支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払(第十一号に規定する交付を含む。)に関する調書を、その支払(当該交付を含む。)の確定した日(第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若し

(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得)

第二百十四条 同 上

一 第六十四条第一項第一号(国内に恒久的施設を有する非居住者)に掲げる非居住者に該当する者(第六十一条第一号、第二号、第三号、第六号、第七号、第八号イ(給与に係る部分を除く。))又は第十号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得(政令で定めるものを除く。)

二 第六十四条第一項第二号に掲げる非居住者に該当する者(前号に定める国内源泉所得のうち、その者が国内において行う同項第二号に規定する建設作業等に係る事業に帰せられるもの)

三 第六十四条第一項第三号に掲げる非居住者に該当する者(第一号に定める国内源泉所得のうち、その者が国内において同項第三号に規定する代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの)

216 同 上

(支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払(第十一号に規定する交付を含む。)に関する調書を、その支払(当該交付を含む。)の確定した日(第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若し

くは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一七 省 略

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第六十一条第一号の二若しくは第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得又は前号に規定する償還金の支払をする者

九 十二 省 略

2 省 略

（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）

第二百二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第

号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）によつて成立する同法第二条（定義）に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有限責任事業組合に係る各組合員（当該組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。）に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の三 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）、第二百二十七条（信託に関する計算書）、第二

くは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書及び第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一七 同 上

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第六十一条第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得又は前号に規定する償還金の支払をする者

九 十二 同 上

2 同 上

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の三 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）、第二百二十七条（信託に関する計算書）、第二

百二十七条の二（有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書）、第二十八條第一項若しくは第二項（名義人受領の配当所得等の調書）又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二二十五條第一項、第二二十六條第一項から第三項まで、第二二十七條、第二二十七條の二、第二二十八條第一項及び第二項並びに前条の規定並びに第二三十四條第一項（当該職員の質問検査権）及び第二四十二條（罰則）の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

百二十八條第一項若しくは第二項（名義人受領の配当所得等の調書）又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二二十五條第一項、第二二十六條第一項から第三項まで、第二二十七條、第二二十八條第一項及び第二項並びに前条の規定並びに第二三十四條第一項（当該職員の質問検査権）及び第二四十二條（罰則）の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書等とみなす。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十八 省略

十八の二 連結利益積立金額 連結法人(連結申告法人に限る。)の第十七号の二に規定する最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度終了の時の利益積立金額(次号において「最終利益積立金額」という。)の総額と各連結事業年度のイからチまでに掲げる金額からリからヲまでに掲げる金額を減算した金額(連結法人のうち自己を分割法人とする分割型分割を行った法人がある場合には当該法人の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヘまでに掲げる金額の合計額から同号チからタまでに掲げる金額の合計額を減算した金額を含むものとし、当該連結法人が留保していない金額がある場合には当該留保していない金額を減算した金額とする。次号において「連結利益積立金発生額」という。)の総額との合計額をいう。

イ 二 省略

ホ 第八十一条の九(連結欠損金の繰越し)の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち当該連結法人に帰せられる金額並びに第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項及び第二項(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)に規定する合計額に達するまでの金額

ヘ 三 省略

十八の三 四十八 省略

(資産の評価益の益金不算入等)

第二十五条 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

(定義)

第二条 同上

一 十八 同上

十八の二 同上

イ 二 同上

ホ 第八十一条の九(連結欠損金の繰越し)の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうち当該連結法人に帰せられる金額及び第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項(資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入)に規定する合計額に達するまでの金額

ヘ 三 同上

十八の三 四十八 同上

(資産の評価益の益金不算入)

第二十五条 内国法人がその有する資産の評価換え(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えを除く。)をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

- 2) 内国法人がその有する資産につき会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つて行う評価換えその他政令で定める評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3) 内国法人について民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つておるときは、その資産(政令で定めるものを除く。)の評価益の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 4) 第一項の規定の適用があつた場合において、同項の評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その増額がされなかつたものとみなす。
- 5) 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価益の額として政令で定める金額の益金算入に関する明細(次項において「評価益明細」という。)の記載があり、かつ、財務省令で定める書類(次項において「評価益関係書類」という。)(の添付がある場合(第三十三条第三項(資産の評価損の損金不算入等)に規定する資産につき同項に規定する評価損の額として政令で定める金額がある場合)次項において「評価損がある場合」という。)(には、同条第五項に規定する評価損明細(次項において「評価損明細」という。)(の記載及び同条第五項に規定する評価損関係書類(次項において「評価損関係書類」という。)(の添付がある場合に限り、適用する。
- 6) 税務署長は、評価益明細(評価損がある場合には、評価益明細又は評価損明細)の記載又は評価益関係書類(評価損がある場合には、評価益関係書類又は評価損関係書類)の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。
- 7) 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

2) 前項の規定の適用があつた場合において、同項に規定する評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その増額がされなかつたものとみなす。

(資産の評価損の損金不算入等)

第三十三条 省 略

2 内国法人の有する資産（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権）（次項において「預金等」という。）を除く。）につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があつたことによりこれらの法律の規定に従つてその評価換えを必要が生じたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額（これらの法律の規定に従つて行う評価換えの場合にあつては、その減額した部分の金額）は、前項の規定にかかわらず、これらの評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 内国法人について民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行つているときは、その資産（預金等その他政令で定める資産を除く。）の評価損の額として政令で定める金額は、第一項の規定にかかわらず、これらの事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 第一項の規定の適用があつた場合において、同項の評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その減額がされなかつたものとみなす。

5 第三項の規定は、確定申告書に同項に規定する評価損の額として政令で定める金額の損金算入に関する明細（次項において「評価損明細」という。）の記載があり、かつ、財務省令で定める書類（次項において「評価損関係書類」という。）の添付がある場合（第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する資産につき同項に規定する評価益の額として政令で定める金額がある場合）（次項において「評価益がある場合」という。）には、同条第五項に規定する評価益明細（次項において「評価益明細」という。）の記載及び同条第五項に規定する評価益関係書類（次項において「評価益関係書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

(資産の評価損の損金不算入等)

第三十三条 同 上

2 内国法人の有する資産（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権を除く。）につき災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより、当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項の規定の適用があつた場合において、同項に規定する評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかつた資産については、その評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該資産の帳簿価額は、その減額がされなかつたものとみなす。

6) 税務署長は、評価損明細（評価益がある場合には、評価損明細又は評価益明細）の記載又は評価損関係書類（評価益がある場合には、評価損関係書類又は評価益関係書類）の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、当該記載又は当該添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

7) 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

第五十九条 内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による更生手続開始の決定があつた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第二十八条の二（定義）に規定する個別欠損金額を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該更生手続開始の決定があつた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。）から当該債権につき債務の免除を受けた場合、その債務の免除を受けた金額

二 当該更生手続開始の決定があつたことに伴いその内国法人の役員等（役員若しくは株主等である者又はこれらであつた者をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。次項第二号において同じ。）から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額

三 第二十五条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。以下この号において同じ。）（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換えをした場合、同項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（第三十三条第二項（会社更生法等の規定に従つて行う評価換えに係る部分に限る。）（資産の評価損の損金不算入等）の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、当該益金の額に算入される金額から当該損金の額に算入される金額を控

（資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入）

第五十九条 内国法人（連結子法人を除く。以下この項において同じ。）について商法の規定による整理開始の命令があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が、当該事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであつた者から金銭その他の資産の贈与を受け、又は当該事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者から当該債権につき債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額を含む。）で政令で定めるものに相当する金額のうち、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにその債務の免除を受けた金額の合計額（当該合計額がこの項の規定を適用しないものとして計算した場合における同日の属する事業年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

除した金額)

- 2| 内国法人について民事再生法の規定による再生手続開始の決定があつたことその他これに準ずる政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当することとなつた日の属する事業年度(第三号に掲げる場合に該当する場合には、その該当することとなつた事業年度。以下この項において「適用年度」という。)(前の各事業年度において生じた欠損金額(連結事業年度において生じた第二条第十八号の二りに規定する個別欠損金額を含む。))で政令で定めるものに相当する金額のうち当該各号に定める金額の合計額(当該合計額がこの項(第三号に掲げる場合に該当する場合には、第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)及び前条第一項並びにこの項)の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 これらの事実の生じた時においてその内国法人に対し政令で定める債権を有する者(当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を除く。)(から当該債権につき債務の免除を受けた場合、その債務の免除を受けた金額)
- 二 これらの事実が生じたことに伴いその内国法人の役員等から金銭その他の資産の贈与を受けた場合、その贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の二十五条第三項又は第三十三条第三項の規定の適用を受ける場合、第二十五条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から第三十三条第三項の規定により当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を減算した金額
- 三 前二項の規定は、確定申告書にこれらの規定に規定する欠損金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 4| 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

(連結同族会社の特別税率)

第八十一条の十三 省 略

- 2 前項に規定する連結留保金額とは、次に掲げる金額の合計額(次項において「

- 2| 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する金額の損金算入に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 3| 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

(連結同族会社の特別税率)

第八十一条の十三 同 上

- 2 同 上

連結所得等の金額」という。)のうち留保した金額(当該連結事業年度の期間に係る確定した決算において利益の処分による経理をした第三十五条第四項(賞与の意義)に規定する賞与のうちその利益の処分の確定した日において当該賞与を受ける者ごとに債務の確定していないものがある場合における当該債務の確定していない賞与の額を含む。)から、当該連結事業年度の連結所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額(次条から第八十一条の十七まで(税額控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)並びに地方税法の規定により当該連結事業年度の連結法人税個別帰属額(第八十一条の十八第一項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により同項に規定する負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額として計算される金額をいう。)に調整を加えた金額に係る道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一三 省 略

四 第八十一条の九(連結欠損金の繰越し)の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額並びに個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項及び第二項(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)に規定する合計額に達するまでの金額の合計額

36 省 略

一三 同 上

四 第八十一条の九(連結欠損金の繰越し)の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額及び個別損金額を計算する場合の第五十九条第一項(資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入)に規定する合計額に達するまでの金額の合計額

36 同 上

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(調書の提出)

第五十九条 省 略

2 省 略

3 第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「光ディスク等」という。)の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書とみなす。

(調書の提出)

第五十九条 同 上

2 同 上

3 第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「磁気テープ等」という。)の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書とみなす。